

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ－４－６ 自己資本比率の計算 Ⅲ－４－６－５ 銀行の任意による償還又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認 （１）<u>施行規則第 35 条第 1 項第 24 号</u>に規定する自己の株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該銀行における株式取得後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。 （２）・（３） （略） （以下略）	Ⅲ 銀行監督に係る事務処理上の留意点 Ⅲ－４ 銀行法等に係る事務処理 Ⅲ－４－６ 自己資本比率の計算 Ⅲ－４－６－５ 銀行の任意による償還又は買戻し等に際しての自己資本の充実についての確認 （１）<u>施行規則第 35 条第 1 項第 2 号の 2</u>に規定する新株予約権付社債の期限前償還に係る届出、<u>同項第 24 号</u>に規定する自己の株式の取得に係る届出、<u>同項第 24 号の 2</u>に規定する取得条項付株式の取得に係る届出又は<u>同項第 24 号の 3</u>に規定する全部取得条項付種類株式の取得に係る届出を受理しようとする時は、告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえるとともに、当該銀行における株式取得後の自己資本比率がなお十分な水準を維持しているかどうか、特に留意するものとする。 （２）・（３） （略） （以下略）